

有料老人ホームに該当するサービスを提供している事業者の方へ

老人福祉法の特例について

高齢者専用賃貸住宅のうち、有料老人ホームに該当するサービスを提供している住宅につきましては、改正法施行後は有料老人ホームに該当することになります。これにより、サービス付き高齢者向け住宅の登録をしない場合は有料老人ホームの届出が必要になります。

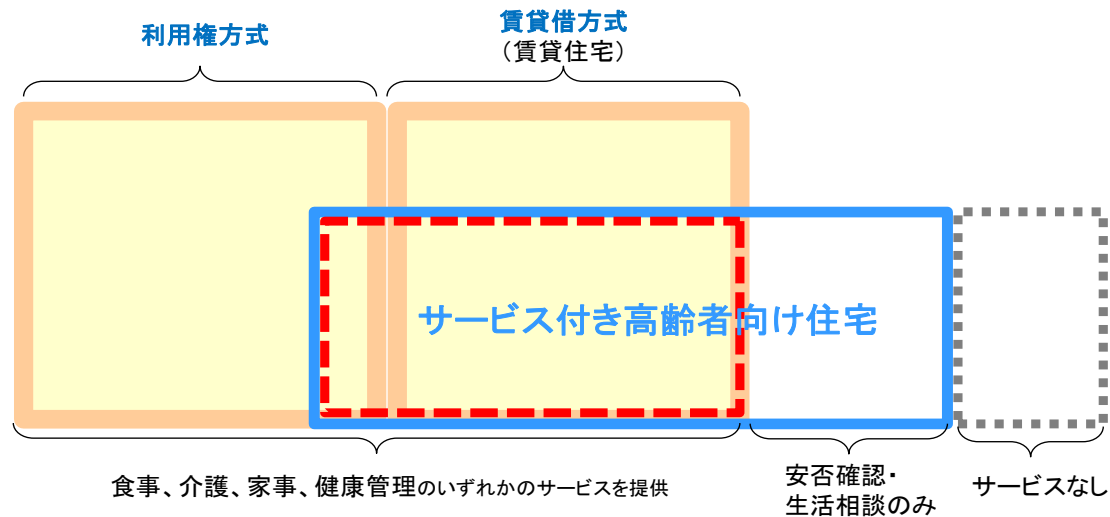
なお、既存の有料老人ホームから除外されている高齢者専用賃貸住宅につきましては、平成24年3月31日までの間、届出に関して経過措置が設けられる予定です。

老人福祉法の特例について（有料老人ホームの場合）

平成24年4月1日より施行

サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けている有料老人ホームの設置者については、老人福祉法における以下の規定は適用しない。

- 有料老人ホームを設置しようとする場合の事業内容の届出（老人福祉法第29条第1項）
- 有料老人ホームの届出内容の変更、事業の廃止・休止の届出（同条第2項・第3項）



 老人福祉法の特例
(有料老人ホームの届出義務の対象外)

 老人福祉法(有料老人ホーム)

 高齢者住まい法(サービス付き高齢者向け住宅)